

田原市定住・移住促進奨励金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、「デジタル田園都市国家構想田原市総合戦略」に基づき、市の人口増加と活力あるまちづくりを推進するため、市内において新築住宅を取得する若者や子育て世代等に対し、田原市定住・移住促進奨励金（以下「奨励金」という。）を予算の範囲内において交付することについて、田原市補助金交付要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 市の住民基本台帳に記録され、かつ、当該住所地に生活の本拠があることをいう。
- (2) 新築住宅 専ら居住の用に供するために建設された戸建て住宅又は併用住宅であって、建設工事の完了の日から1年以内にその使用に供されたものをいう。（建売住宅は、1年以内に限らず未入居のもの）
- (3) 取得 自らの居住の用に供するために、市内において新築住宅を建設し、又は購入し、当該新築住宅について所有権の登記を行うことをいう。
- (4) 居住用面積 玄関、居室、台所、浴室、トイレその他の専ら居住の用に供する部分の面積をいう。
- (5) 市内建設業者 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第2項に規定する建設業を営む者で、法人にあつては本店又は支店を、個人にあつては主たる事業所を市内に有するものをいう。

(交付対象住宅)

第3条 奨励金の交付の対象となる新築住宅（以下「交付対象住宅」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する確認済証及び第7条第4項に規定する検査済証の交付を受けていること。
- (2) 居住用面積が70平方メートル以上であること。
- (3) 取得価格が500万円以上であること。

(交付対象者)

第4条 奨励金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に、市内において交付対象住宅を取得する者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本人又はその配偶者が第9条の規定による奨励金の交付申請時（以下「交付申請時」という。）に45歳以下であること。
- (2) 交付申請時において定住していること。
- (3) 交付対象住宅に5年以上継続して定住すること。
- (4) 交付対象住宅の所有権を2分の1以上有すること。
- (5) 交付申請時において、世帯全員に市税の滞納がないこと。
- (6) 奨励金の交付を過去に受けていないこと。
- (7) 交付対象住宅の取得に対し、当該交付対象住宅に居住し、又は居住を予定する者が公共事業に伴う物件移転補償を受けていないこと。
- (8) 第7条第1項の規定により認定を受ける日の属する年度の末日までに、第10条第1項に規定する交付決定を受けることができる見込みがあること。
- (9) 交付申請時において、「たはらゼロカーボンシティ」の表明に賛同し、たはらエコチャレンジ宣言に登録していること。

(奨励金額等)

第5条 交付すべき奨励金の額は、次の各号に掲げる交付対象者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 転入前に市外の住居に1年以上居住していた者又は転居前に5年以上市内の社宅若しくは寮若しくは賃貸住宅に居住していた者 20万円

(2) 前号に掲げる者以外の者 10万円

2 奨励金の交付は、1世帯かつ交付対象住宅1戸につき、1回に限る。

(奨励金の加算)

第6条 次の各号に該当する場合は、それぞれ当該各号に定める額を前条第1項に規定する奨励金の額に加算するものとする。

(1) 赤羽根若しくは福江市街化区域、弥八島地区計画区域、光崎又は夕陽が浜に交付対象住宅を取得した場合 10万円

(2) 市内建設業者が交付対象住宅を建築した場合（市内建設業者本人が居住する住宅を建築した場合を除く） 20万円

2 前項に規定するもののほか、交付対象者が交付対象住宅を取得した日において、義務教育終了前の子が同居する場合は、田原市商工会若しくは渥美カード事業協同組合が発行する地域商品券（以下「地域商品券」という。）の引換券又は田原カード事業協同組合及び渥美カード事業協同組合が発行するたまぼカード（以下「たまぼカード」という。）のポイントの引換券を交付する。

3 第1項第1号の規定による加算を「地区加算」と、同項第2号の規定による加算を「市内事業者建築加算」と、前項の規定に該当する場合を「子育て加算」という。

4 子育て加算の額は、交付対象者1人につき10万円に相当する額とし、

その内訳は次の各号に掲げる組合せのいずれかとする。

(1) 地域商品券 5 万円に相当する額及びたまぼカードのポイント 5 万円に相当する額

(2) たまぼカードのポイント 1 0 万円に相当する額

5 第 2 項の引換券により地域商品券に引き換え、又はたまぼカードにポイントを付与することができる期限は、それぞれの引換券の交付の日から 2 月とする。

(交付対象住宅の認定申請)

第 7 条 奨励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、取得しようとする新築住宅について、あらかじめ交付対象住宅として認定を受けなければならない。

2 申請者は、交付対象住宅に係る建築確認の申請及び工事請負契約の締結後（建売住宅等購入の場合にあっては売買契約の締結後）速やかに田原市定住・移住促進奨励金認定申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 定住等予定者調書

(2) 申請者の住民票の写し（市外居住者のみ）

(3) 工事請負契約書の写し又は売買契約書（契約書が作成できない場合は、請求書等）の写し

(4) 建築確認済証及び建築確認申請書の写し

(5) 図面（地図、配置図、平面図、立面図等）の写し

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 申請者は、前項の申請と併せて、たはらゼロカーボンシティ推進事業費補助金交付要綱（令和 5 年 4 月 1 日施行）第 5 条に規定するたはらゼロカーボンシティ推進事業費補助金の申請（燃料電池自動車及び電気自動車に対する

補助金の申請を除く。) も行うことができる。

(交付対象住宅の認定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、
適当と認めるときは田原市定住・移住促進奨励金認定通知書（様式第2号）
により、適当と認めないときは田原市定住・移住促進奨励金不認定通知書
（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(奨励金の交付申請)

第9条 申請者は、交付対象住宅に居住を開始し、住民票の異動が完了したと
きは、速やかに田原市定住・移住促進奨励金交付申請書（様式第4号）に次
に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 定住等誓約書

(2) 工事請負契約書又は売買契約書（契約書が作成できない場合は請求書
等）の写し（第7条の規定による認定申請時から変更のあった場合に限
る。）

(3) 居住用面積が明らかになる図面及び計算書（第7条の規定による認定申
請時から変更のあった場合に限る。）

(4) 建築基準法による検査済証の写し

(5) 建物の登記事項証明書の写し

(6) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請をもって、奨励金の交付に係る実績報告とみなすも
のとする。

(奨励金の交付決定)

第10条 市長は、前条第1項に規定する申請書を受理した場合は、その内容
を審査し、適当と認めるときは、奨励金の交付の決定（以下「交付決定」と
いう。）をし、その旨を田原市定住・移住促進奨励金交付決定通知書（様式

第5号)により、適当と認めないときは、奨励金の不交付を決定し、田原市定住・移住促進奨励金不交付決定通知書(様式第6号)により、申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による交付決定の通知をもって、交付すべき奨励金の額の確定の通知とみなすものとする。

3 市長は、申請者が子育て加算の要件に該当する場合で、交付決定を受けたときは、第1項の規定による交付決定の通知に併せて地域商品券引換券(様式第6号の2)及びたまぽカードのポイントの引換券を交付するものとする。

(奨励金の交付請求)

第11条 前条第1項の規定により交付決定の通知を受けた者は、奨励金(子育て加算分を除く。次項において同じ。)の交付を請求しようとするときは、田原市定住・移住促進奨励金請求書(様式第7号)により市長に請求しなければならない。

2 市長は、前項に規定する請求書を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、奨励金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び奨励金の返還)

第12条 市長は、交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定を取り消すことができる。

(1) 交付対象住宅に居住を開始した日から5年以内において、居住の本拠を他の市町村等に移すことになったとき、又は当該交付対象住宅を他人に譲渡したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により交付決定を受けたとき。

(3) その他市長が交付決定を取り消すべき事由があると認めたとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、田原市定住・移

住促進奨励金交付決定取消通知書（様式第 8 号）により、当該交付決定を取り消した者に通知するものとする。

（奨励金の返還）

第 13 条 市長は、前条第 1 項の規定により交付決定を取り消した場合において、既に奨励金を交付しているときは、当該奨励金相当額（子育て加算分にあつては、地域商品券及びたまぽカードのポイントに引き換えた部分に限る。）の全部を返還させることができる。

2 市長は、前項の規定により奨励金を返還させようとするときは、田原市定住・移住促進奨励金返還通知書（様式第 9 号）により、当該奨励金を返還すべき者に通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けた者は、市長が定める期日までに奨励金を返還しなければならない。

（その他）

第 14 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（失効）

2 この要綱は、令和 8 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、第 12 条及び第 13 条の規定に基づく奨励金の返還等の手続については、この要綱の失効後も効力を有する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則の改正規定は、

平成 3 0 年 3 月 3 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則の改正規定は、平成 3 1 年 3 月 3 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 2 項の改正規定は、令和 2 年 3 月 2 3 日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の田原市定住・移住促進奨励金交付要綱の規定は、令和 2 年度以後に申請される田原市定住・移住促進奨励金について適用し、令和元年度までに申請される田原市定住・移住促進奨励金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 2 年 1 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 2 項の改定規定は、令和 3 年 3 月 3 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 2 項の改定規定は、令和 4 年 3 月 3 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 2 項の改定規定は、令和 5 年 3 月 3 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 2 項の改定規定は、令和 6 年 3 月 3 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 2 項の改定規定は、令和 7 年 3 月 3 1 日から施行する。